2　［略］

3　令第七条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第二号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。

4　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

5　［略］

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　前条第一項及び第二項の規定は、令第十条第二項に規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第一項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2　令第十条第一項第二号の規定による通知（令第十六条第四号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

3　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第十条第一項イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

4　［略］

（他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め）

第四十四条　特定秘密管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第十六条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行する。

［条を削る。］

2　［同上］

3　令第八条第一項第二号の規定による通知（令第十七条第二号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。

4　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第八条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

5　［同上］

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　前条第一項及び第二項の規定は、令第十一条第二項に規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第一項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2　令第十一条第一項第二号の規定による通知（令第十七条第四号ロの規定によるものを含む。）は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

3　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第十一条第一項イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

4　［同上］

（他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め）

第四十四条　特定秘密管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第十七条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、法の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日から法附則第二条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第四条第一項の適用については、「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは「特定秘密」と、第二十九条第一項の適用については、「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第三条第四項の規定は適用しない。